

2016年7月20日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—行政改革関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第425号）

国務院弁公庁、 企業登記制度改革をさらに推進 「三証合一」から「五証合一」へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院弁公庁は、2016年6月30日付で『「五証合一、一照一碼」登記制度改革の加速推進に関する通達』（国弁発[2016]53号、以下『53号通達』という）を公布しました。工商営業許可証、組織機構コード証、税務登記証を一本化した「三証合一、一照一碼（3証書の一本化、1営業許可証1コード）」改革の基礎の上に、さらに社会保険登記証、統計登記証を一本化させ、5つのコードが統一社会信用コードとして統合されます。『53号通達』は、2016年10月1日より実施されます。

□ 3コードの統合から5コードの統合へ

国務院が2015年6月11日付で公布した『発展改革委員会等の部門による法人およびその他の組織の統一社会信用コード制度建設総体方案の批准・転送に関する通達』（国発[2015]33号、以下『33号通達』という）¹により、工商登録番号、組織機構コード、納税者識別番号が統一社会信用コードへと統合され、2015年10月1日より全国でその発行が開始されました。今回の『53号通達』によると、「三証合一」実施から1年後となる2016年10月1日より、さらに社会保険登記証、統計登記証も統合され、5つのコードが統一社会信用コードとして一本化されます。

商事制度改革を「放管服（行政簡素化・権限委譲、委譲・管理の結合、サービス改革の最適化）」改革の重要業務とする中国政府は、「五証合一、一照一碼」の実施により企業の設立と成長のために利便化したサービスを提供し、起業参入の制度的コストを引き下げることにより商業環境を最適化し、かつ大衆による起業・万人による革新を推進することで、就業の増加や社会経済の持続的で健全な発展を促進するとしています（第1条）。この改革では、登記部門に提出された企業情報が全国企業信用情報開示システムで開示され、全国信用情報共有プラットフォームに集積されます（第2条第1項）。よって今後は、

¹ 『33号通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第391号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0398-XF-0105.pdf>

オンラインによる企業基礎データの収集・管理・共有となるため、経済統計データの正確性が高まることが期待されます。

□ 手続の簡素化・利便化

企業が登録・登記を行う場合、必要資料一式と記入済みの登記表1枚を1つの窓口に提出するだけで、登記部門から統一社会信用コードが記載された営業許可証を発行してもらうことができます。別途、社会保険登記証、統計登記証の手続を行う必要はありません（同上）。この手続の簡素化では、時間短縮も実現されます。

すでに「三証合一」登記申請で統一社会信用コードが記載された営業許可証を取得した企業は、あらためて「五証合一」登記申請を行う必要はありません。関連登記情報は、登記機関から社会保険取扱機構、統計機構等に送付されます（第2条第3項）。

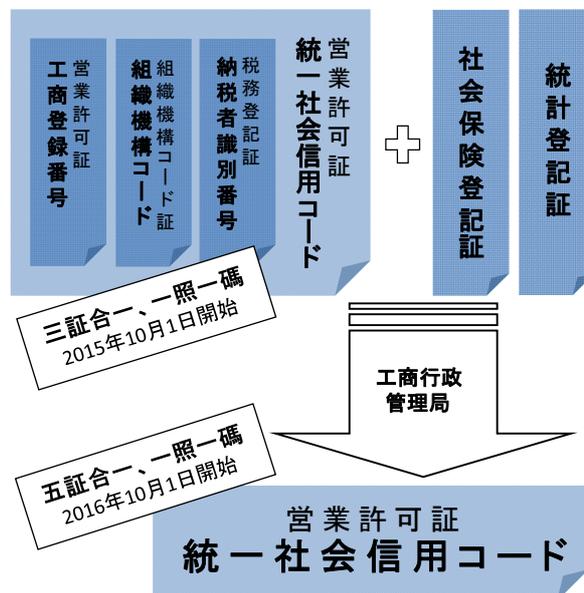
これまで定期的に行われていた社会保険登記証および統計登記証の検証と更新制度は、企業が自ら工商部門に年度報告を行うよう変更されます（同上）。また、従来、社会保険登記証あるいは統計登記証の使用により行っていた関連業務は、今後、営業許可証の使用に改められます（第2条第4項）。

すでに統計登記が取消されているところがあり、各地で手続きに必要な資料が異なることもありますので、事前のご確認をおすすめします。

*

『53号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および6ページからの中国語原文をご参照ください。

【図表】「五証合一、一照一碼」イメージ



（『33号通達』、『53号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

国务院弁公庁
国弁発[2016]53号
「五証合一、一照一碼」登記制度改革の加速推進に関する通達

各省・自治区・直轄市人民政府、国务院各部・各委員会・各直属機構：

全面的な工商營業許可証、組織機構コード証、稅務登記証の「三証合一」登記制度改革実施の基礎の上に、さらに社会保険登記証および統計登記証を統合し、「五証合一、一照一碼」を実現することは、引き続き商事制度改革を深化させ、商業環境を最適化し、大衆による起業、万人による革新を推進する重要な措置である。この改革の推進を加速させるため、国务院の同意を経て、ここに関連事項を以下のように通達する。

1. 総体要求

国务院による行政簡素化・権限委譲、委譲・管理の結合、サービス改革の最適化に関する配置要求を貫徹・履行し、統一調整・協調を推進し、入念に実施を組織し、2016年10月1日より正式に「五証合一、一照一碼」を実施し、さらに広い範囲、さらに深いレベルでの情報共有および業務協同を実現し、「三証合一」登記制度改革の成果を強固および拡大し、さらに企業の設立および成長のために利便化したサービスを提供し、起業参入の制度的コストを引き下げ、商業環境を最適化し、企業の活力を刺激し、大衆による起業、万人による革新を推進し、就業増加および経済社会の持続的で健全な発展を促進する。

「五証合一、一照一碼」登記制度改革を推進する指導原則は、

——基準を統一・規範化する。健全かつ厳格な企業登記、データ交換等の方面の基準の執行を構築し、全プロセスのシームレスな接続、淀みのない運営、公開・公正を確保する。

——情報を共有・相互承認する。関連部門間における情報の相互連絡・相互接続を強化し、企業基礎データの高効率な収集、有効な集積および十分な応用を実現し、「データがオンラインで走行」することで「企業の手間を省く」。

——プロセスを簡素化・最適化する。手続の段階を簡素化・統合し、部門の協同・連動を強化し、業務プロセスの再構築を加速し、手順上の簡素化、管理上の細分化、期限上の明確化を求める。

——サービスを便利・高効率化する。サービスチャネルを拡張し、サービス方式を革新し、全プロセスの電子化登記管理およびオンライン・オフラインの一体化運行を推進し、企業により便利に、より迅速に、より効率的に手続を行わせる。

2. 主要任務

(1) ワンストップサービスの業務メカニズムを完善化する。「三証合一」業務メカニズムおよび技術方案を基礎とし、「五証合一、一照一碼」登記制度改革の要求に基づき完善化する。「1式

の資料、1枚の表で登記、1窓口による受理」業務モデルを全面的に実行し、申請者は企業の登録・登記を行うとき、「1枚の表」に記入し、「1窓口」で「1式の資料」を提出するだけでよい。登記部門は直接、統一社会信用コードが付いた営業許可証を発行し、関連情報は全国企業信用情報開示システムで開示し、合わせて全国信用情報共有プラットフォームに集積する。企業はもはや別途、社会保険登記証および統計登記証の手続きを行わない。積極的に「五証合一」の申請、受理、審査、認可、発行、開示等全プロセスの電子化登記管理を推進し、「五証合一」オンライン手続の実現を加速する。

- (2) 部門間の情報共有・相互承認を推進する。統一的な情報基準および伝送方案を制定し、各関連業務情報システムおよび共有プラットフォームを改造・高度化し、情報共有メカニズムを健全化し、データの入力・整理および転換業務を適切に遂行し、データ情報が業務窓口に着地し、合わせて各関連部門の業務システムにおける有効な融合・使用を確保する。登記機関は企業の基本登記情報および変更、抹消等の情報を遅滞なく情報共有プラットフォームに伝送する。一時的にネットワーク接続による共有条件を備えていない場合、登記機関は期限内に上述の情報を提供する。企業登記情報が社会保険および統計業務の需要を満足できない場合、社会保険取扱機構および統計機構は各自で業務作業時に補充収集を展開する。社会保険取扱機構は、雇用単位がその職員のために社会保険登記を行った後、統計機構は統計調査の任務を完成した後、遅滞なく法に基づき係る企業の関連基礎データを情報共有プラットフォームにフィードバックしなければならない。部門間の情報照会、確認制度を健全化する。
- (3) 登記モデル転換の接続作業を適切に遂行する。すでに「三証合一」登記モデルに基づき統一社会信用コードが付いた営業許可証を取得した企業は、あらためて「五証合一」登記申請をする必要はなく、登記機関により関連登記情報を社会保険取扱機構、統計機構等の単位に発信する。企業が、許可証の有効期間が満了し、変更登記を申請もしくは営業許可証の交換発行を申請する場合、登記機関は統一社会信用コードが付いた営業許可証を交換発行する。社会保険登記証および統計登記証の定期的な検証および更新制度を取消し、企業が規定に基づき自行で工商部門に年度報告を報告し、かつ社会に開示することに改め、年度報告は全国企業信用情報開示システムを通じて社会保険取扱機構、統計機構等の単位に開放・共有する。統計登記証が発行されていない、およびすでに取消された地方は、統計機構と情報共有の方式を通じて接続を適切に遂行する。
- (4) 「五証合一、一照一碼」営業許可証の広範な応用を推進する。改革後、従来は企業に社会保険登記証および統計登記証を使用して関連業務を行うことを要求していた場合、一律に営業許可証を使用して行うことに改め、各級の政府部門、企業・事業単位および仲介機構等はすべて認可を与えなければならない、企業にその他の身分証明資料の提供を要求してはならず、各業界の主管部門は指導および督促を強化しなければならない。積極的に電子営業許可証の応用を推進する。
- (5) 手続窓口の能力建設を強化する。「五証合一、一照一碼」登記制度改革に係る法律・法規、技術標準、業務フロー、書類規範、情報伝送等を取り巻く、系統的な業務研修を強化し、手続

窓口の業務人員に正確に改革の要求を把握させ、業務フローおよび業務規範を熟練・把握させ、サービス効率を引き上げる。手続窓口サービスの標準化、規範化の建設を加速し、突出した問題を案内し、さらに窓口サービスの機能を完備化し、1つの窓口で対外、ワンストップでの処理の終了を確実に実現する。手続窓口人員のマンパワーおよび業績考課を強化する。行政行為の相手方の評議・評価制度を健全化し、窓口サービスの能力を絶えず高める。

3. 業務措置

- (1) 組織指導を強化する。各関連部門および地方各級政府は高度に重視し、任務分担および進捗手配に基づき、改革業務を確実に、行き届かせなければならない。主要指導者は自ら力を入れ、遅滞なく改革において遭遇した問題を協調・解決しなければならない。「三証合一」登記制度改革において実行が行き届き、接続がスムーズでない等の問題は、「五証合一、一照一碼」登記制度改革の推進において、真剣に研究し、一括で解決しなければならない。工商、人的資源社会保障、統計、機構編制、発展改革、法制等の部門は各自の責任を負い、協同で協力し、改革の順調な推進を確保しなければならない。改革に係る法律、法規、規則および規範性文書に対し、遅滞なく手順に基づき改定および完備化する。
- (2) 督促検査を強化する。関連部門は連合で監督・指導を組織し、改革の進捗状況に焦点を定めた監督検査を行わなければならない。国務院は適宜、特定監督・査察を組織する。社会の監督チャンネルをスムーズに進行する。業務に対しては積極的で主体的に、成果が明らかな場合は称賛および奨励し、実行に力を入れず、改革の過程が遅延される場合、厳しく問責しなければならない。
- (3) 広報・誘導を強化する。関連部門は改革政策に対して全面的に正確に解説し、執行において有効な経験・手法を普及させ、関連するポイント・難点となる問題に対して遅滞なく解答およびレスポンスし、企業および社会公衆に改革政策を十分理解させ、改革が着地し効果が現れることを推進する良好な雰囲気を作成させる。

各地区、各部門は、改革推進の過程において遭遇した新状況・新問題を遅滞なく国務院に報告しなければならない。

国務院弁公庁
2016年6月30日

(中国語原文)

国务院办公厅
国办发[2016]53号
关于加快推进“五证合一、一照一码”登记制度改革的通知

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

在全面实施工商营业执照、组织机构代码证、税务登记证“三证合一”登记制度改革的基础上，再整合社会保险登记证和统计登记证，实现“五证合一、一照一码”，是继续深化商事制度改革、优化营商环境、推动大众创业万众创新的重要举措。为加快推进这项改革，经国务院同意，现就有关事项通知如下：

一、 总体要求

贯彻落实国务院关于深化简政放权、放管结合、优化服务改革的部署要求，统筹协调推进，精心组织实施，从2016年10月1日起正式实施“五证合一、一照一码”，在更大范围、更深层次实现信息共享和业务协同，巩固和扩大“三证合一”登记制度改革成果，进一步为企业开办和成长提供便利化服务，降低创业准入的制度性成本，优化营商环境，激发企业活力，推进大众创业、万众创新，促进就业增加和经济社会持续健康发展。

推进“五证合一、一照一码”登记制度改革的指导原则是：

- 标准统一规范。建立健全并严格执行企业登记、数据交换等方面的标准，确保全流程无缝对接、流畅运转、公开公正。
- 信息共享互认。强化相关部门间信息互联互通，实现企业基础信息的高效采集、有效归集和充分运用，以“数据网上行”让“企业少跑路”。
- 流程简化优化。简化整合办事环节，强化部门协同联动，加快业务流程再造，务求程序上简约、管理上精细、时限上明确。
- 服务便捷高效。拓展服务渠道，创新服务方式，推行全程电子化登记管理和线上线下一体化运行，让企业办事更方便、更快捷、更有效率。

二、 主要任务

(一) 完善一站式服务工作机制。以“三证合一”工作机制及技术方案为基础，按照“五证合一、一照一码”登记制度改革的要求加以完善。全面实行“一套材料、一表登记、一窗受理”的工作模式，申请人办理企业注册登记时只需填写“一张表格”，向“一个窗口”提交“一套材料”。登记部门直接核发加载统一社会信用代码的营业执照，相关信息在全国企业信用信息公示系统公示，并归集至全国信用信息共享平台。企业不再另行办理社会保险登记证和统计登记证。积极推进“五证合一”申请、受理、审查、核准、发照、公示等全程电子化登记管理，加快实现“五证合一”网上办理。

(二) 推进部门间信息共享互认。制定统一的信息标准和传输方案，改造升级各相关业务信息系

统和共享平台，健全信息共享机制，做好数据的导入、整理和转换工作，确保数据信息落地到工作窗口，并在各相关部门业务系统有效融合使用。登记机关将企业基本登记信息及变更、注销等信息及时传输至信息共享平台；暂不具备联网共享条件的，登记机关限时提供上述信息。对企业登记信息无法满足社会保险和统计工作需要的，社会保险经办机构和统计机构在各自开展业务工作时补充采集。社会保险经办机构在用人单位为其职工办理社会保险登记后，统计机构在完成统计调查任务后，要及时依法将涉及企业的相关基础信息反馈至信息共享平台。健全部门间信息查询、核实制度。

- (三) 做好登记模式转换衔接工作。已按照“三证合一”登记模式领取加载统一社会信用代码营业执照的企业，不需要重新申请办理“五证合一”登记，由登记机关将相关登记信息发送至社会保险经办机构、统计机构等单位。企业原证照有效期满、申请变更登记或者申请换发营业执照的，登记机关换发加载统一社会信用代码的营业执照。取消社会保险登记证和统计登记证的定期验证和换证制度，改为企业按规定自行向工商部门报送年度报告并向社会公示，年度报告要通过全国企业信用信息公示系统向社会保险经办机构、统计机构等单位开放共享。没有发放和已经取消统计登记证的地方通过与统计机构信息共享的方式做好衔接。
- (四) 推动“五证合一、一照一码”营业执照广泛应用。改革后，原要求企业使用社会保险登记证和统计登记证办理相关业务的，一律改为使用营业执照办理，各级政府部门、企事业单位及中介机构等均要予以认可，不得要求企业提供其他身份证明材料，各行业主管部门要加强指导和督促。积极推进电子营业执照的应用。
- (五) 加强办事窗口能力建设。围绕“五证合一、一照一码”登记制度改革涉及的法律法规、技术标准、业务流程、文书规范、信息传输等，系统加强业务培训，使办事窗口工作人员准确把握改革要求，熟练掌握业务流程和工作规范，提高服务效率。加快办事窗口服务标准化、规范化建设，突出问题导向，进一步完善窗口服务功能，真正实现一个窗口对外、一站式办结。加强办事窗口人员力量和绩效考核。健全行政相对人评议评价制度，不断提升窗口服务能力。

三、 工作措施

- (一) 加强组织领导。各有关部门和地方各级政府要高度重视，按照任务分工和进度安排，把改革工作做扎实、做到位。主要领导要亲自抓，及时协调解决改革中遇到的问题。“三证合一”登记制度改革中落实不到位、衔接不顺畅等问题，要在推进“五证合一、一照一码”登记制度改革中认真研究、一并解决。工商、人力资源社会保障、统计、机构编制、发展改革、法制等部门要各负其责、协同配合，确保改革顺利推进。对改革涉及的法律、法规、规章及规范性文件，及时按程序修订和完善。

- (二) 加强督促检查。相关部门要组织联合督导，有针对性地对改革进展情况进行监督检查。国务院适时组织专项督查。畅通社会监督渠道。对工作积极主动、成效明显的予以表扬和激励，对落实不力、延误改革进程的要严肃问责。
- (三) 加强宣传引导。相关部门要对改革政策进行全面准确解读，对行之有效的经验做法加以推广，对相关热点难点问题及时解答和回应，让企业和社会公众充分了解改革政策，形成推动改革落地见效的良好氛围。

各地区、各部门在改革推进过程中遇到的新情况新问题，要及时报告国务院。

国务院办公厅
2016年6月30日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。